

川口市空家等対策協議会について

1 趣 旨

「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、法という。)の施行(平成27年2月26日一部施行、平成27年5月26日全面施行)に伴い、法第6条に規定する「空家等対策計画」に関する協議を行うため、法第7条に基づき川口市空家等対策協議会(以下、協議会という。)を設置するもの。

2 協議会の役割

空家等の所有者等による適切な管理や利活用を促進するための計画である「空家等対策計画」を策定・変更・実施するために必要な協議、その他空家等に関する施策の推進に関する協議を行う。

3 空家等対策計画について

法第6条第2項に基づき、下記の事項について定めるもの。

- 1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 2) 計画期間
- 3) 空家等の調査に関する事項
- 4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- 6) 特定空家等に対する措置、その他の特定空家等への対処に関する事項
- 7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

4 開催スケジュール(予定)

	平成29年												平成30年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
● 第1回 協議会の開催(本日)	●														
計画骨子の作成(事務局)		■													
● 第2回 協議会の開催(計画骨子について)					●										
計画素案の作成(事務局)						■									
● 第3回 協議会の開催(計画素案について)								●							
特別委員会への報告(計画素案について)									■						
● 第4回 協議会の開催(計画素案について)										●					
市民パブリック・コメントの実施											■				
● 第5回 協議会の開催(計画案について)												●			
計画の策定													■		